

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	2-4-1		事業名	歯周疾患検診事業の充実
担当	保健福祉局健康衛生部地域保健課 系 雅之 211-2306			
全体計画（当初）				
事業内容	歯周疾患検診は、平成16年1月より国の保健事業実施要領に基づき、歯周病の予防・早期発見を目的に、市内の指定歯科医療機関（約930）において、40歳・50歳（平成17年4月より60歳・70歳拡大）の市民を対象に実施している。検診の内容は、問診・口腔内検査となっている。		＜年度別の事業内容＞	
			歯周疾患検診を継続して実施する。低迷する受診率向上のため、平成17年度より国保加入の検診対象者に対して、個別に受診勧奨通知を行なう。	
事業内容 （量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
	歯周疾患検診を市内約900ヶ所の医療機関において実施。受診者数は150人で受診率は0.28%（検診対象者数：52,752人）となっている。		国の実施基準改定を受け、平成17年度より検診対象者を従来の「40歳・50歳」から「40歳・50歳・60歳・70歳」に拡大して実施。低迷する受診率向上のため、国保加入の検診対象者に対し、個別に受診勧奨通知（約31,000人）を実施。その結果、受診者数は591人で受診率は0.64%（検診対象者数：92,497人）と増加した。	
事業内容 （量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	平成17年度と同様の内容で実施した結果、受診者数は667人で受診率は0.74%（検診対象者数：90,303人）と前年度よりさらに増加した。		平成17年度と比較し、平成18年度は、受診者数、受診率ともに増加したが、依然として低水準の状態にあるものと言わざるを得ない。	
課題				
受診率の更なる向上を図るための方策を検討する必要があるが、国の方針により検診対象者が限定されていること、本市の検診を受けるまでもなく治療の一環として同内容の検査が行われていることが多いことなどから、今後においても大幅な受診率向上は困難であると考えられる。しかしながら、今後においても市民への歯周疾患の予防や口腔保健の向上を図ることは極めて重要であると考えており、より効果的なPR方法について、歯科医師会等関係団体と協議の上、検討する必要がある。				
19年度以降の方向性・事業の予定				
受診率向上のため、歯科医師会等の関係団体と協議のうえ、効果的な方策について検討を図ることとする。				

